

6月の金商業等府令・監督指針改正 を受けた銀行界の取組み状況

～金融資本市場の更なる機能発揮に向けて～



一般社団法人
全国銀行協会

表題

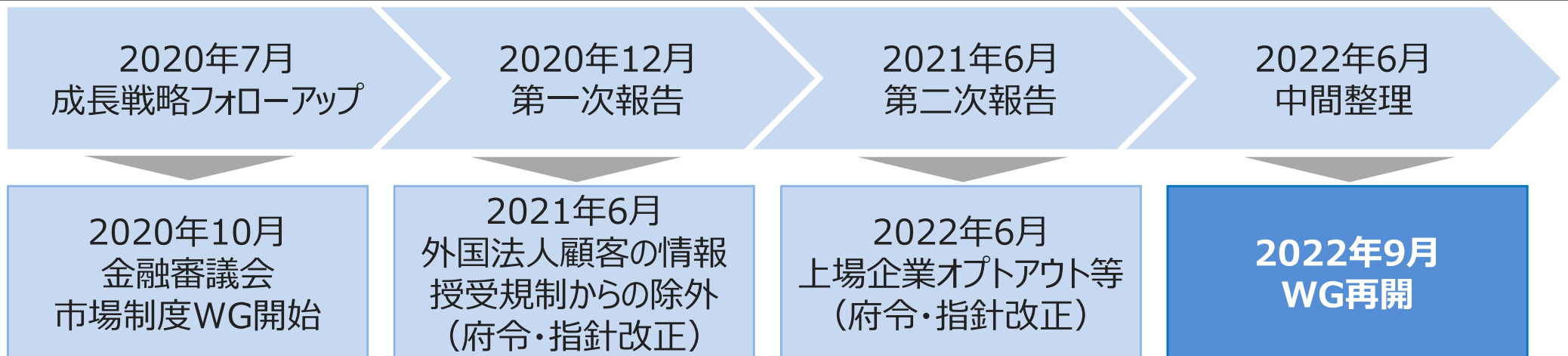
6月の金商業等府令・監督指針改正を受けた銀行界の取組み状況

目次

1. 6月の金商業等府令・監督指針改正
2. 全国銀行協会としての取組み
3. 規制見直しの活用状況
4. 弊害防止措置の強化
5. 金融資本市場の更なる機能発揮に向けて

1. 6月の金商業等府令・監督指針改正～改正の趣旨

- ✓ WG第二次報告提言を受け、本年6月に上場企業オプトアウトを含む金融商品取引業等に関する内閣府令（金商業等府令）及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（監督指針）が改正。
- ✓ 改正趣旨は、『顧客利便性』を備えた銀証一体での『高度な金融サービス提供』を可能とすることで、『資本市場の一層の機能発揮』や『国際金融センターとしての本邦市場の魅力向上』等を実現を企図。



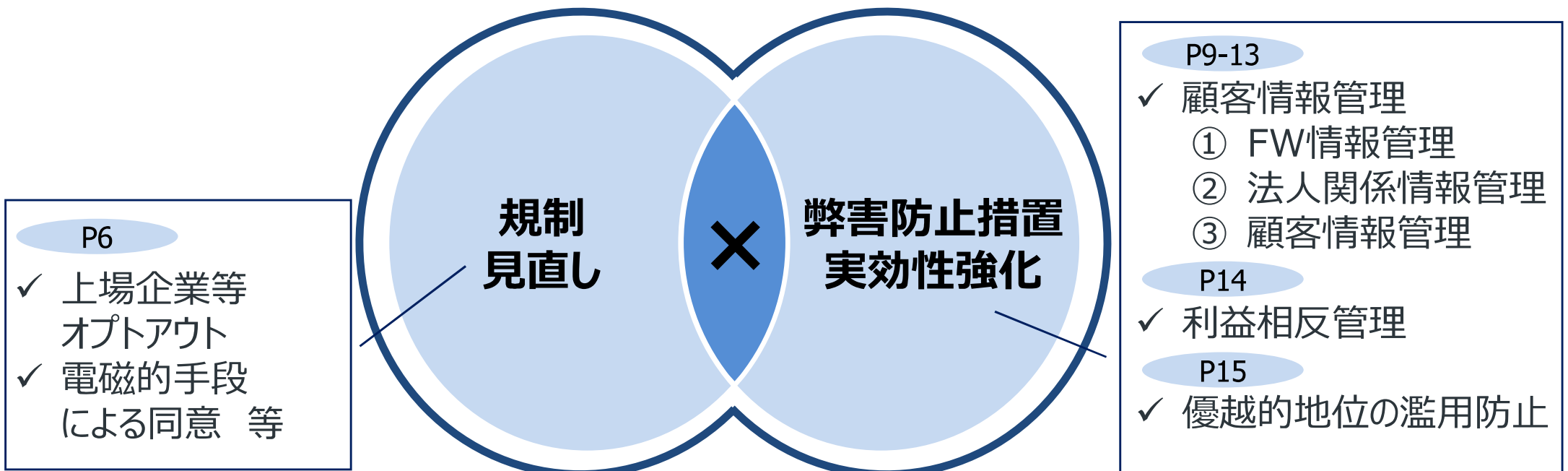
2021年6月
市場制度WG
第二次報告

①顧客情報管理、②利益相反管理、③優越的地位の濫用防止の実効的な確保を図ったうえで、我が国**資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の魅力向上**、顧客に対するより**高度な金融サービスの提供**の必要性、国内**金融機関の国際競争力強化、顧客の利便性向上**等の観点から、主に投資銀行業務や大企業向け商業銀行業務に相当する部分において、情報授受に関する規制については**大胆な見直しを行うことが適当**

1. 6月の金商業等府令・監督指針改正～改正の概要

- ✓ 上場企業等のオプトアウト等の『規制見直し』と、情報管理等の『弊害防止措置の実効性強化』のための制度整備を実施。
- ✓ 銀証一体のサービス提供とその前提となる顧客本位の業務運営の確立に資する制度整備を両輪で措置。

弊害防止措置の実効性を強化したうえで、
銀証一体のサービス提供が可能となるよう規制を見直し



2. 全国銀行協会としての取組み

- ✓ 全銀協では、説明会を通じた制度改正内容の周知徹底や、業界ガイドラインの整備等を実施。
- ✓ 本年10月には情報の適切な取扱いを含むお客さま本位の業務運営の徹底を申し合わせ。

制度改正の 内容周知

- 第二次報告に係る制度改正の公布（2022年4月）を受け、6月初めに**金融庁担当官を講師にお招きし、会員向け説明会を実施。約350名が参加。**
- **規制緩和と、弊害防止措置の実効性強化について改正趣旨・内容を説明**いただき、会員行の理解を促進。

業界ガイドライン 整備・周知

- 第二次報告に係る制度改正により、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置（チャイニーズウォール等）に関する記載の追加等が監督指針に盛り込まれたことを踏まえ、同年6月に**全銀協の法人関係情報の管理態勢の整備に関するガイドラインを改正・周知。**

徹底のための対応

- 金融事業者による顧客本位の業務運営の進捗状況に対する昨今の指摘等を踏まえ、同年10月に、**お客さま本位の業務運営の徹底（お客さまに関する情報の適切な取扱い徹底を含む）を申し合わせ、公表。**

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n101301/>

(参考) お客さま本位の業務運営の徹底に係る申し合わせ (2022年10月13日)

銀行は、お客さまの大切な資産を守り、資金繰りを支え、決済を行う等、様々な金融サービスを提供しており、お客さまの生活や事業の営みと密接不可分であることから、その業務運営は、お客さまのニーズおよび意向を踏まえた、お客さま本位のものでなければならない。

この認識を踏まえ、個人・法人を問わず、お客さま本位の業務運営の徹底について、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、お客さまの最善の利益を追求し、最適な商品・サービスを提供していくことが重要である。そのため、お客さまの知識・経験、資産背景・財務状況、リスク許容度、取引目的等に則した適合性の判断と、お客さまのニーズを踏まえた適切な商品・サービスの提案およびフォローアップを徹底する。
2. お客さまに関する情報は、資産運用や資金調達などの金融取引の基礎をなすものであり、適切な管理がなされることが極めて重要である。業務を通じて取得したお客さまに関する情報に関して、関係法令等を遵守するのはもちろんのこと、適切な情報の取扱いを徹底する。

以上

3. 規制見直しの活用状況

- ✓ 上場企業等のオプトアウト、電磁的オプトインについて、必要な制度整備をした上で、適宜運用を開始。
- ✓ 新制度に対し、お客さまは迅速性や簡易性の観点から前向きな受け止め。なお、包括同意済みのお客さまから、個別の情報共有停止のお申し出があった場合には、即時に情報共有を停止する取扱いを運用中。

上場企業等のオプトアウト

概要

- 情報共有を行う旨を予めHP等に周知し、情報共有を望まないお客さまには停止の機会を付与
- 対象は、上場企業等及びその子会社

運用状況

- MUFGでは、8月1日にHP掲示の後、9月1日より開始
- 過去に個別同意を受け入れ済みのお客さまを対象外にする等、コンプラ部署も関与しながら丁寧に運用中

電磁的オプトイン

概要

- 情報共有に係るお客さまからの同意取得を書面の他、eメール等の電磁的な方法も可能に
- 対象は、個人を含むすべてのお客さま

運用状況

- MUFGでは、8月1日よりeメールでの同意取得をすべてのお客さまを対象に開始
- 既に法人個人問わず、多数のお客さまに活用頂いている状況

上場企業のお客さま

今までも包括同意をしていたが、子会社も含めて総合的な金融サービスの提案を受けるため、新オプトアウトの活用に賛成する。子会社についてもいい提案を行ってほしい

法人のお客さま

Eメールであれば捺印が不要なので遠隔地でも素早く対応でき、非常に便利。スピード感ある対応で大変よかった

子育てで忙しく、なかなか面談に時間を割くことができないため、時間の調整がしやすいメールでのやり取りは有難かった

個人のお客さま

(参考) 三菱UFJ銀行ウェブサイトにおけるオプトアウトのご案内 (1/2)

オプトアウト方式による情報の相互提供について

対象となるお客さま

「上場企業等」のお客さまが対象となります。

「上場企業等」とは、①金融商品取引法に規定する上場会社等、②IPO予定会社（上場準備に係るアドバイザー契約又は準金商法監査契約を締結している者に限る。）、③有価証券報告書提出会社、及び④適格機関投資家（ただし、事業法人及び個人に該当する可能性が高い類型として一定の者を除く。）並びにこれらの子会社等を指します。

利用目的

お客さまに総合的な金融サービスを提供するため

相互提供を行う情報の範囲

MUFGグループ各社が保有するお客さまの非公開の情報

- ・ 個別に守秘義務契約等が締結されている情報につきましては、お客さまからあらかじめ同意いただかない限り提供は行いません。

情報の相互提供を行う会社の範囲

株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

情報の相互提供の方法

MUFGグループ各社は、情報漏洩防止等に十分留意したうえで適切な方法により情報の相互提供を行います。

提供先における情報の管理方法

MUFGグループ各社は、情報管理に係るグループの基本方針に則り、相互提供の結果保有することとなった情報について、法令等に即し、自らの機密保持・情報管理に係る規定等に従って、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に万全を期して管理します。

(参考) 三菱UFJ銀行ウェブサイトにおけるオプトアウトのご案内 (2/2)

* 情報の相互提供の停止のご連絡先 *

情報の相互提供の停止をご希望のお客さまは、お取引担当部店等にご連絡いただくようお願い申し上げます。

また、下記リンクより電子メールにてご連絡いただく形でも構いません。

(なお、電子メールでご連絡いただく場合、記載いただいたお客さまの情報は、MUFGグループに共有されますが、情報の相互提供の停止の目的でのみ利用させていただきます)

【メールフォーマット】

情報相互提供停止の通知 (メール)

- お客さまの環境によってメールアプリが開かない場合があります。その場合はご自身のメールアプリに、貴社名、ご住所、代表者名を明記のうえ、以下メールアドレスを入力してお送りください。

【電子メールアドレス】fw_optout_PF@mufg.jp

【情報の相互提供停止の書式】

情報相互提供停止の通知 (書面)

- なお、情報の相互提供の停止について、お取引担当部店や電子メールでの受付のほか、以下の本部窓口でも郵送受付を行っております。

〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1
株式会社三菱UFJ銀行 法人・リテールリスク統括部 (オプトアウト係)

〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 三菱UFJ銀行本館ビル
三菱UFJ信託銀行株式会社 法人マーケット統括部 リスク管理・コンプライアンス室

〒100-8127 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 法人・市場コンプライアンス部 (オプトアウト係)

(出所) https://www.bk.mufg.jp/houjin/optout/shikou_20220622.html

4. 弊害防止措置の強化～（1）情報管理（全体像）

- ✓ 従来のルール・手続きに対する強化やシステム改修等を行うことで、顧客情報管理等の実効性を強化。
- ✓ ①ルール・手続の制定やその周知徹底による法令等遵守の意識醸成と、②システムによる事前予防措置や事後モニタリングによる不適当な情報授受の早期発見体制の構築によって事案発生防止に努めていく方針。

（例）MUFGの対応内容

ルール ルール・手続 事前 事前予防措置
教育 教育研修 事後 事後モニタリング

従来

本年6月の監督指針の改正を受けた取組み

① FW情報管理

- **ルール** 情報授受に関する同意取得
- **教育** 各部室店にて実際の違反ケースを踏まえた研修を開催し、役職員の意識浸透・注意喚起に取組み
- **事前** 顧客情報を含むメールを社外送信する場合に第三者による承認を要する求めるシステムを構築
- **事後** 証券で通話内容を全量録音しサンプルチェック

- 強化** **ルール** 過去の同意状況からお客さま意向を確認・判断し、新オプトアウトを適用する等の体制構築
- 強化** **教育** 監督指針改定に伴う手続き改定について、定期的かつ複数回、勉強会・eラーニング・行内誌等にて周知徹底
- New** **事前** 件名に同意の有無等を明記していないメールの自動破棄
- New** **事前** 銀証間通話時に顧客同意を確認する自動音声を設定
- New** **事後** 証券とのメールや通話のモニタリングを、AIで高リスクとされた内容を全量確認する体制に変更

② 法人関係情報管理

- **ルール** インサイダー情報が重要事実や法人関係情報に限定
- **教育** 各部室店にて実際の違反ケースを踏まえた研修を開催し、役職員の意識浸透・注意喚起に取組み
- **事前** 専用システムにて情報の内容と共有先を厳格管理
- **事後** 第1-2線と重層的なモニタリング態勢を整備

- 強化** **ルール** 行則上、管理対象に高蓋然性情報を追加
- 強化** **教育** 監督指針改定に伴う手続き改定について、定期的かつ複数回、勉強会・eラーニング・行内誌等にて周知徹底
- **事前** 従来と同じ
- **事後** 従来と同じ

③ 顧客情報管理

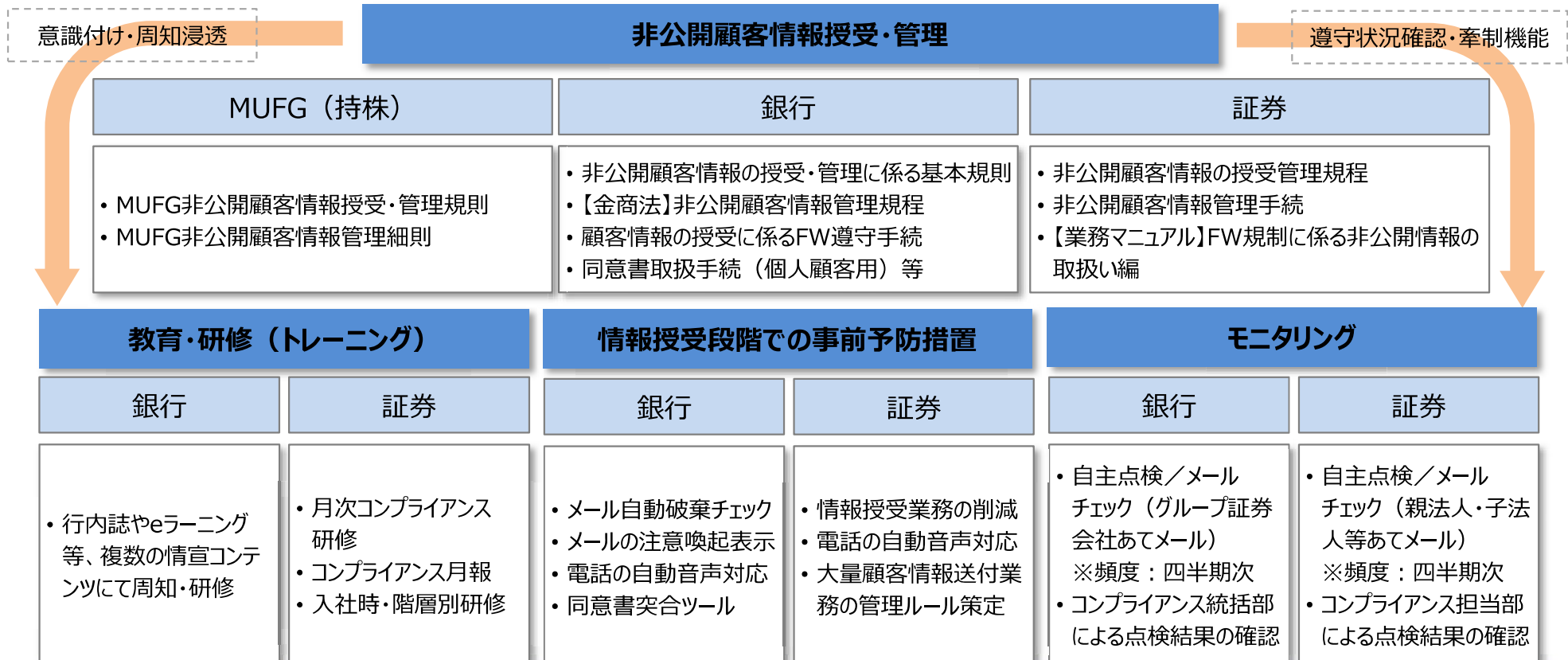
- **ルール** 情報を持ち出す場合は必要最小限とする等、Need to Knowを踏まえた情報管理ルールを設定
- **教育** 各部室店にて実際の違反ケースを踏まえた研修を開催し、役職員の意識浸透・注意喚起に取組み
- **事前** 顧客情報を含むメールを社外送信する場合に承認を要するシステムを構築
- **事後** メール等のサンプルチェックを自主点検等にて実施

- 強化** **ルール** 行則にNeed to Know原則を明記
- 強化** **教育** 監督指針改定に伴う手続き改定について、定期的かつ複数回、勉強会・eラーニング・行内誌等にて周知徹底
- **事前** 従来と同じ
- **事後** 従来と同じ

4. 弊害防止措置の強化～ (1) 情報管理 ①FW情報管理

- ✓ 規則等のルールおよび手続きの改訂とグループ各社における教育研修を通じて、意識付けや周知徹底を実施。
- ✓ システムも活用した事前予防措置と定期的なモニタリングにより、グループ全体で適切な情報管理態勢を確保。

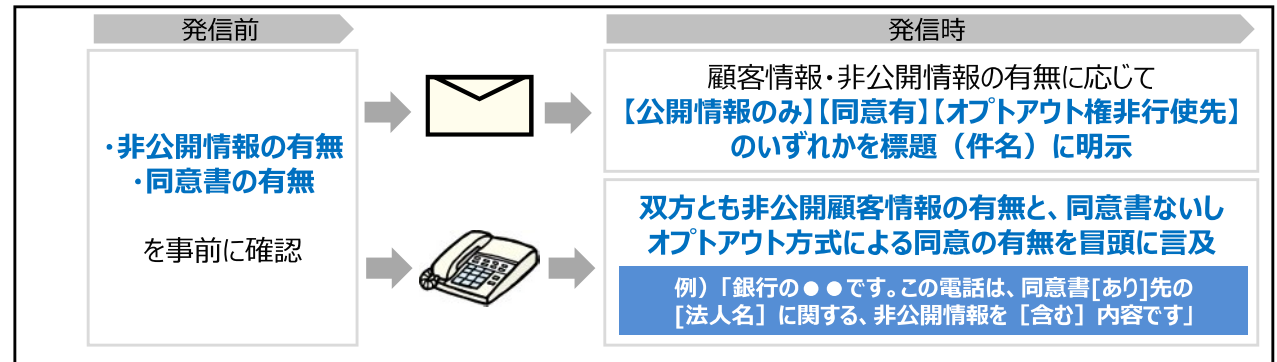
(例) MUFGのFW情報管理態勢



(参考) 電話やメールにおける事前予防措置とモニタリング状況～MUFGの事例～

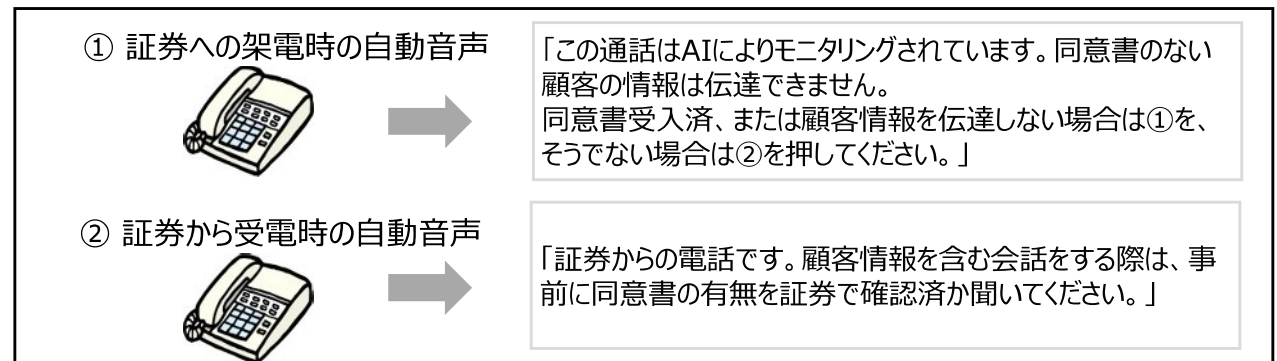
非公開情報および同意書の有無の確認と明示

- ・ 事前に同意書有無を都度確認
- ・ メールの場合は、標題（件名）の表示ルールを制定。標題の記載が無い場合は、システムチェックでメールが自動的に破棄される設定
- ・ 電話の場合は非公開情報・同意書の有無を発信側が事前に確認し、会話前に受電側に確認内容を言及



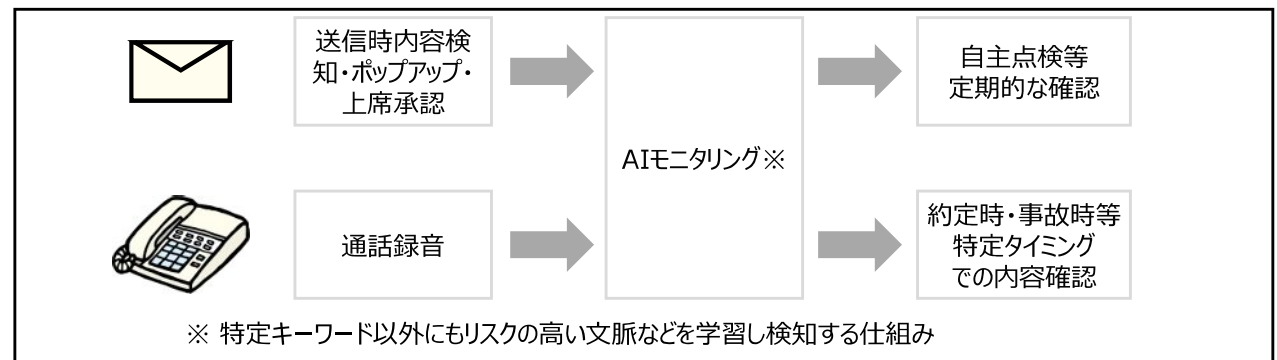
証券との通話時における注意喚起の自動音声

- ・ 証券との通話の際にFW事案を未然に防止するため、注意喚起の自動音声がかかる設定を9月に導入
- ・ 当行から証券、証券から銀行、いずれの架電においても、自動音声で注意喚起



証券とのメール・通話内容のモニタリング

- ・ 証券とのメールや電話は、AIによってモニタリング
- ・ 約定や事故時などの特定のタイミング以外にも、経常的にリスクの高い内容を検知する仕組み



4. 弊害防止措置の強化～ (1) 情報管理 ② 法人関係情報管理

- ✓ 法人関係情報管理のためシステム基盤を構築し、情報自体や伝達先の管理等を行っており、グループ各社でも同様の管理を実施。
- ✓ MUFGでは、監督指針改正を踏まえ、Chinese wallにおけるプライベート・パブリックの定義明確化等を実施。

(例) 三菱UFJ銀行の法人関係情報管理体制

法人関係情報管理のフロー	コンプライアンス統括部 (一元管理部署)	営業店 (情報入手者)
入手		<ul style="list-style-type: none"> 入手した情報が、管理対象か否かを確認 管理対象の場合、直ちに概要をシステム登録し、一元管理部署に初期報告
システム登録	<ul style="list-style-type: none"> 初期報告の内容確認。適切に報告されているかチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 初期報告の翌営業日までに詳細をシステム登録し、一元管理部署へ報告 部店長は、部店内の情報保有者を決定
情報保有・共有・利用	<ul style="list-style-type: none"> 共有先の適切性をチェック。ケースによっては部店長宛に指示 部店長は指示に従う必要有 	<ul style="list-style-type: none"> 与信所管部や主管店等、業務上、共有が必要な先を部店長が決定 システムを経由して伝達
見直し・管理	<ul style="list-style-type: none"> 3か月更新がない情報をアラート。情報更新・解除等の対応を指示 営業店は2週間以内に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 追加情報等がある場合は、入手時同様、システム登録し、一元管理部署へ報告
解除	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容を確認し、解除可否を決定 解除承認の結果はシステムに反映 	<ul style="list-style-type: none"> 部店長は、解除事由等を明記・エビデンスを添付の上、システムを通じて、速やかに一元管理部署に解除を申請

監督指針改正に伴う変更

- ① 管理対象となる情報範囲の明確化**
 - 高蓋然性情報、示唆情報等を追加し、法人関係情報の管理態勢を整備
- ② Need to Know原則の考え方明確化**
 - 法人関係情報は業務上必要な場合のみに共有が認められるが、それが情報全般の取扱いに関するNeed to Know原則を踏まえた考え方であることを手続きに明確化
- ③ Chinese wallの定義を明確化**
 - プライベート部署（恒常的に法人関係情報を取得する部署）とパブリック部署（営業部門のうちプライベート部署以外）の概念を定義し、組織見直し中
- ④ 法人関係情報に基づく自己株式売買の禁止**
 - 法人関係情報に基づく自己売買の禁止規定を追加

4. 弊害防止措置の強化～ (1) 情報管理 ③顧客情報管理 (Need to Know)

- ✓ 「Need to Know原則」の浸透を図るべく、ルール・手続の改訂と共に、定期的且つ反復的に研修を実施。

(例) MUFGにおけるNeed to Know原則の浸透策

<p>行則文書の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2022年6月22日付で、「情報セキュリティ管理手続<共通編>」を改定。より一層の浸透を図る <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>改定前</p> <ul style="list-style-type: none"> Need to Know原則を意識した規定を従前より設定（情報アクセス、情報利用等の観点） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報は業務上の目的の範囲内でのみ利用、情報を持ち出す場合は、必要最小限とする 等 </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>改定後</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報の取扱いの原則」に「Need to Know原則」の以下内容を明記 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報は業務上の必要性がある場合に限り、業務上の目的の範囲内で利用および提供する </div>
<p>研修等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行員へのNeed to Know原則への理解を深めることを目的に、以下の研修等を展開中 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 行内誌等を活用し、Need to Know関連の事例等を展開することで原則を浸透 定期的な行内テストに、Need to Know原則関連の設問を追加し、継続して着信・浸透度を計測 </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 既存の1線・2線の個別研修を体系的に整理のうえ、シリーズものとして展開 定期的に行う行内テストの結果等も活用した研修を実施 定期的な行内テストにてNeed to Know関連設問を出題、注意喚起実施（解説集も配布） </div> </div>

4. 弊害防止措置の強化～（2）利益相反管理

- ✓ フロントが報告した案件に対し、各業態のコンプライアンス関連部署が利益相反チェックを実施。
- ✓ 業態を跨ぐ重要な案件について、持株コンプライアンス関係部がチェックを実施する体制を構築済。
- ✓ MUFGでは、改正後の監督指針に示された利益相反のおそれのある取引例のうち、従来から利益相反管理対象業務としていたもの以外の取引例について、管理態勢等を各社の手続で明確化。

MUFG全体の利益相反管理

持株コンプライアンス統括部（利益相反管理業務従事者はグローバル41名体制〔日15/米8/欧9/ア9〕）

以下の情報集約対象業務を事前報告

- ・ M&Aアドバイザー業務（売・買）
- ・ M&Aファイナンス業務
- ・ 株式引受業務、債券引受業務
- ・ 資産・債権流動化アレンジメント業務
- ・ 公開買付代理人業務
- ・ 投資先ファンドによる買収・売却
- ・ LBOファイナンス業務
- ・ 不動産アセットマネジメント業務

グローバル管理システム

報告

指示

例えば以下の弊害防止措置を指示・モニタリング

- M&Aアドバイザー業務など、当グループが契約上の義務を負う複数のお客さまの利益が相反・競合する場合、案件の状況に応じて、
- ・ 一方の取引中止
 - ・ 取引方法変更
 - ・ 開示と顧客同意取得
 - ・ 情報遮断など
- の措置を検討し、指示・モニタリングを行う

(国内) 銀行 (海外)

法人・リテール
リスク統括部

欧米ア
コンプライアンス
所管部

報告

指示

報告

指示

(内外) フロント部署 関連会社

(国内) 証券 (海外)

法人・市場
コンプライアンス部

欧米ア
コンプライアンス
所管部

報告

指示

報告

指示

(内外) フロント部署 関連会社

(国内) 信託 (海外)

コンプライアンス
統括部

欧米ア
コンプライアンス
所管部

報告

指示

報告

指示

(内外) フロント部署 関連会社

監督指針改正に伴う変更

- 監督指針に定められた利益相反のおそれが強い取引例のうち、以下の取引に関する手続きを明確化（その他は、従来から利益相反で管理）

【持株の手続き改定】

- ① 証券が有価証券を引受し、顧客に推奨・販売する取引、
- ② 証券が助言している発行体の有価証券を顧客に推奨・販売する取引、
- ③ リサーチレポートを顧客に提供する取引は、証券内で管理態勢を構築済

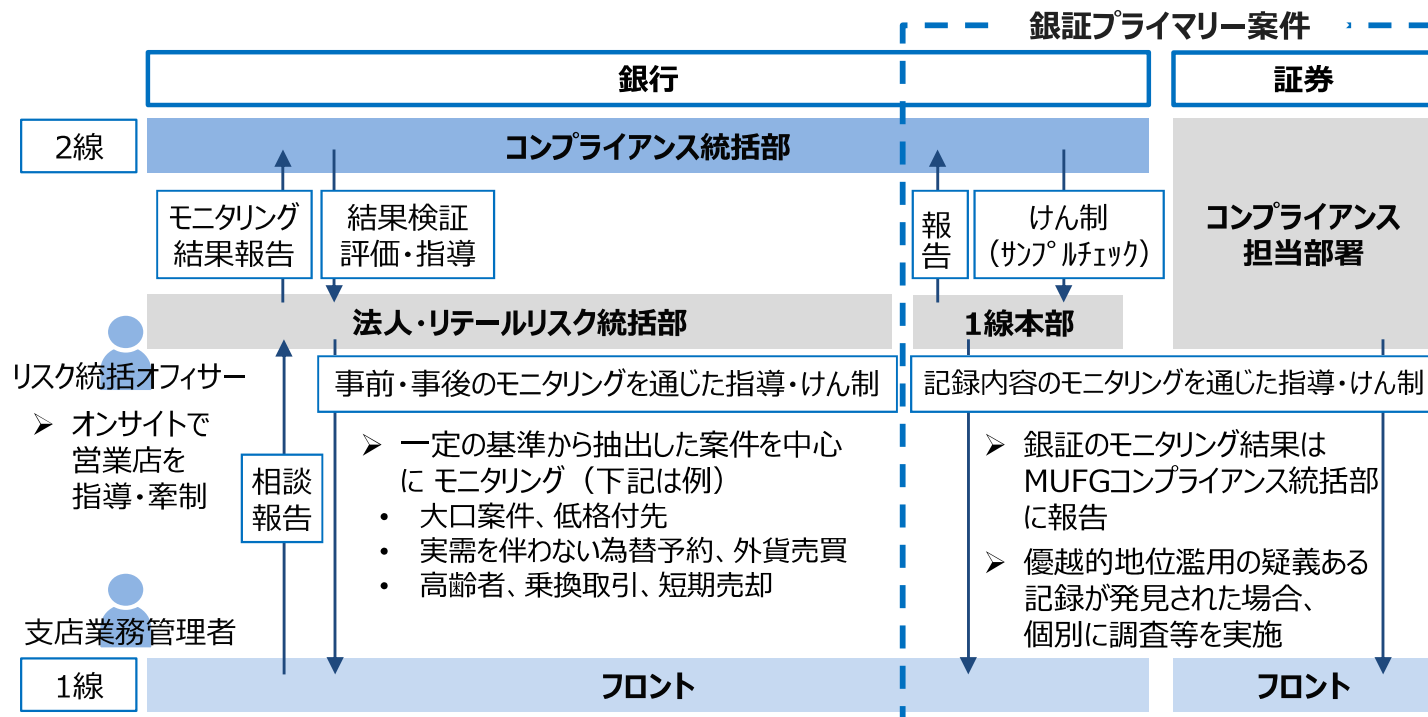
【銀行の手続き改定】

- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券が引受を行う有価証券を、銀行が金融仲介チャネルを通じ、顧客に推奨・販売する際の、取扱い可否の手続きを明確化

4. 弊害防止措置の強化～ (3) 優越的地位の濫用防止

- ✓ 禁止行為の類型¹を定め、案件段階から事前チェックし、事後も重層的にモニタリングする1-2線体制を整備済。
- ✓ 三菱UFJ銀行では、6月の監督指針改正を受け、業績評価やインセンティブ付与時のチェック手続に、指針に示されたチェックポイントの具体例を明記し、フロントへ留意すべき事項を周知。

(例) 三菱UFJ銀行の優越的地位の濫用防止に関するモニタリング体制



監督指針改正に伴う変更

- 業績評価キャンペーン等のインセンティブが優越的地位の濫用等を誘発しないようチェック手続を追記 (青字下線)

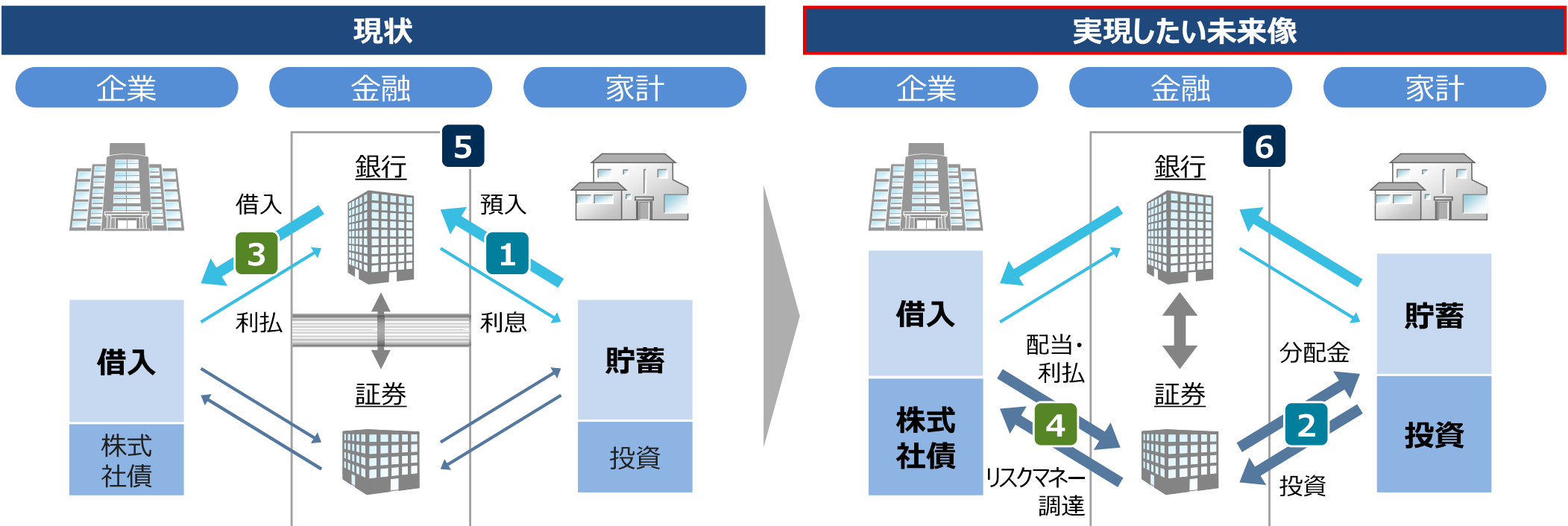
- 項目1：お客さま本位の業務推進 (チェックポイント)
- (1) お客さま本位の業務推進に適さない不適切な行為を誘発する施策となっていないか。
- ① 優越的地位の濫用、特定商品への販売偏重、適合性・説明義務違反 ※
 - ② 利益相反行為 ※
- ※ 例えば、銀証連携など関連会社連携時に銀行業務における採算管理が著しく合理性を欠くといった上記を誘発しやすい構造となっていないか

(注) 1：自由で公正な競争を妨げる行為として、例えば、経済合理性のない取引やお客様の意向に沿わない取引を他の取引の条件とするなど、明示・暗示を問わず、強要・誘導すること、特段の必然性 (お客さまからの要請等) がないにもかかわらず、同一案件で連携先企業と過剰な帯同訪問を繰り返す等、状況によってはお客さまから優越的地位を利用した勧誘・取引と誤認される行為

5. 金融資本市場の更なる機能発揮に向けて～実現したい未来像

- ✓ 証券と銀行が一体となったサービス提供により、間接金融に偏るマネーを資本市場に誘導することが可能に。
- ✓ 資本市場のリスクマネーが企業の成長と家計の資産所得拡大の実現に寄与。

家計： 1 → 2 貯蓄から投資を通じ成長の果実を適切に享受 資産所得拡大が実現
 企業： 3 → 4 リスクマネーを基に果敢に挑戦 分配原資たる成長の原動力に
 金融： 5 → 6 本邦金融市場の地位拡大 わが国金融業の成長産業化が実現



5. 金融資本市場の更なる機能発揮に向けて～残課題（全体像）

- ✓ これまでの議論により着実に緩和は進んでいるが、規制見直し議論には、「上場企業等以外の情報授受規制」や「提案段階における規制」等に、依然として残課題あり。

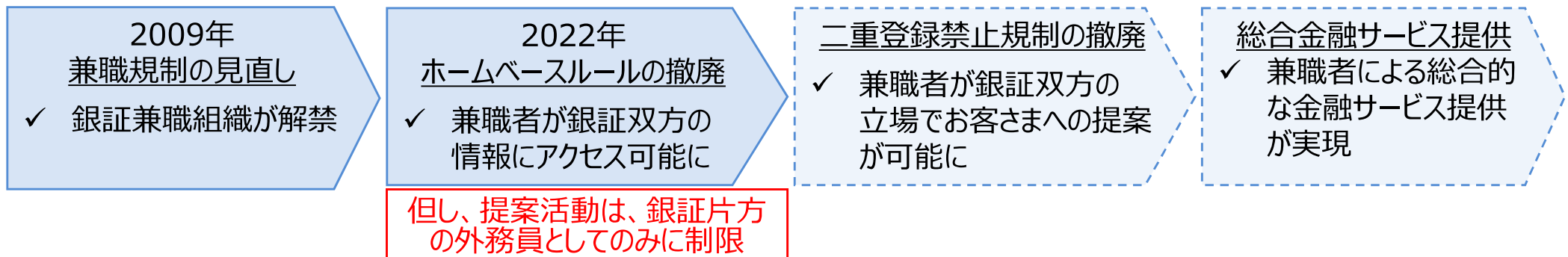
一次報告提言	検討段階		提案段階		機能	
二次報告提言	情報授受規制	ホームページルール	外務員二重登録禁止規制	クロスマーケティング規制	その他引受関連規制	
残課題						
外国法人	除外	撤廃	中間整理にて、今後更に議論を行う必要がある旨が明記	中間整理にて、こうした課題「等」について引き続き検討と記載	中間整理にて、こうした課題「等」について引き続き検討と記載	
上場企業等	新オプトアウト					
非上場大企業	中間整理にて、引き続き検討していく課題であると記載					電磁的オプトイン
中堅・中小企業						
個人						

※ 中間整理：2022年6月22日に本WGにて取りまとめ

5. 金融資本市場の更なる機能発揮に向けて～外務員の二重登録禁止規制①

- ✓ 銀証に分かれた本邦金融Grが、総合的な金融サービスを一元的に提供するには、兼職組織の活用が必要。
- ✓ これまでの「兼職規制の見直し」や、「ホームベースルール撤廃」のみでは兼職者の提案活動に制限が残るため、総合的な金融サービスの提供の実現には、外務員二重登録禁止規制の撤廃が必要。

兼職者による総合的な金融サービス提供に必要なステップ



銀証兼職に関する過去の金融審での言及

兼職規制見直しの趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 金融グループとしての総合的なサービスの提供の障害となり、利用者の利便性がかえって損なわれている 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている 我が国金融機関の競争力の観点から見たとき、欧米の金融グループとの競争条件を不利なものとしている (2007年12月 金融審/金融分科会第一部会報告)
ホームベースルール撤廃の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 役職員の兼職規制の見直しの趣旨が確保されるよう、本規制の撤廃を行うことが適当 (2021年6月 金融審/市場制度WG第二次報告)

5. 金融資本市場の更なる機能発揮に向けて～外務員の二重登録禁止規制②

- ✓ ホームベースルール撤廃により、兼職者は銀証双方の情報にアクセスし、同意顧客への案件検討が可能に。
(兼職組織は同意済みのお客さまのみ担当する等、非同意のお客さま情報がクロス利用されないよう管理)
- ✓ 但し、以下の事例の通り、二重登録禁止規制により兼職者も片方の外務行為しか行えず、多様なお客さまニーズに対し、アフターフォローも含めた総合的な金融サービスの提供が依然実現できていない。

外務員二重登録禁止規制により生ずる弊害の具体例

調達

兼職担当者に、社債発行も銀行借入も相談できるのに、貸出のリスクヘッジ（金利固定化スワップ等）は相談できない

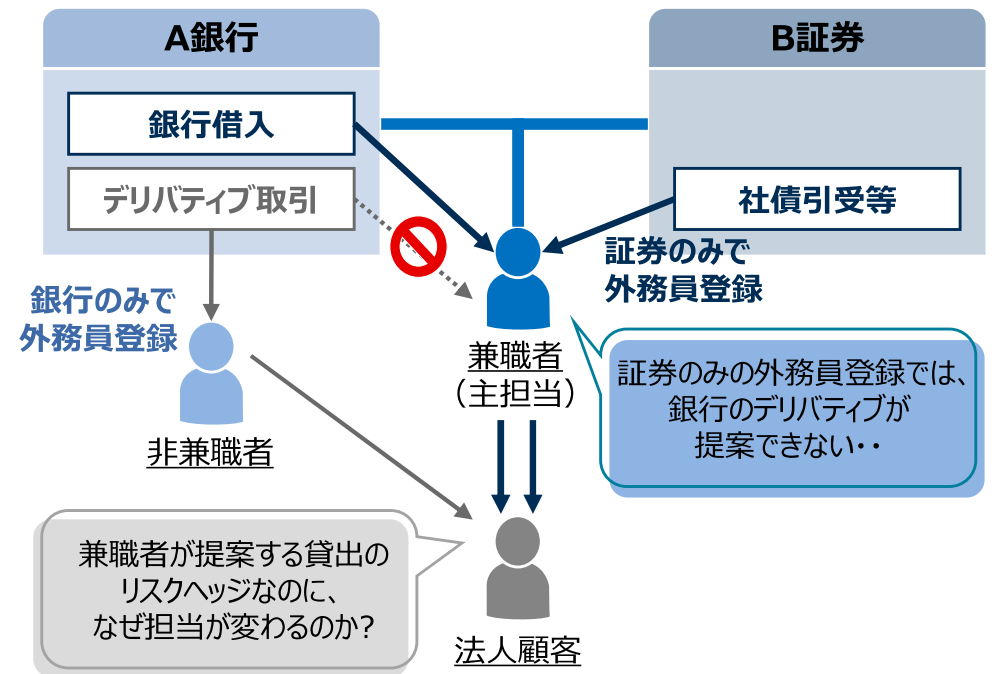
決済

商流に紐づいた決済の為替リスクをヘッジ（通貨オプション等）したいのに、兼職担当者には相談できない

運用

為替リスクを抑えながら利回りを追求するため、外貨債券運用をヘッジ（通貨スワップ等）したいが、兼職担当者に相談できない

調達事例



5. 金融資本市場の更なる機能発揮に向けて～外務員の二重登録禁止規制③

- ✓ 外務員二重登録禁止規制の規制趣旨は、外務行為の責任所在の明確化による投資者保護。
- ✓ 現在も、監督指針を踏まえ、兼職者による顧客訪問に際しては、外務行為の責任所在の明確化を実施。
- ✓ 今後、銀証双方で証券外務行為を行う場合、提案商品ごとに責任所在の明確化をすることで、対応可能。
なお、同一金融Gr下でない銀証間の連携においても、同様の誤認防止措置等を講じて対応することも一案。

規制趣旨と見直し時の要検討事項

規制の
設置背景
・趣旨

外務員行為の帰属する金商業者等が不明確となり、投資者保護の観点から好ましくないため設けられたもの

(2020年12月、第4回市場制度WG資料)

見直しの
検討に
必要な
要素

見直しの検討を行う場合には、**責任の所在が不明確になることの問題点**や、**そのような誤認防止措置が考えられるか**等の論点について検討を行う必要 (以下略)

(2022年6月、市場制度WG中間整理)

兼職組織における誤認防止措置

- 以下の内容が記載された留意事項をお客さまに手交し、十分な説明を実施
- 面談記録を作成し、当方が上記説明を行った旨、及び、それに対する顧客の発言・反応等を記載

例：●●銀行と▲▲証券の兼職組織の場合

- ① ●●銀行と▲▲証券は別法人であること
- ② ▲▲証券が提供する商品もしくは役務に関しては、お客さまご自身の判断でお取引いただくこと
- ③ 当行（●●銀行）は、▲▲証券の紹介のみを行っており、▲▲証券が取扱っている商品もしくは役務の推奨や説明は行うことができないこと
- ④ ▲▲証券が提供する商品もしくは役務に関しては、事務取扱・アフターフォロー・ご要望・ご照会等については、全て、▲▲証券が対応すること
- ⑤ ▲▲証券に対する契約申込の有無にかかわらず、融資等の銀行取引には全く影響がないこと